

週刊WEB

# 企業 経営

MAGA  
ZINE

Vol.906 2025.1.28

## ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター  
2025年1月24日号

**トランプ2.0とユーロ**  
～ユーロ制度のバージョンアップも課題に

経済・金融フラッシュ  
2025年1月23日号

**貿易統計(24年12月)**  
～10-12月期の外需寄与度は  
前期比0.3%程度のプラスに

## 経営TOPICS

統計調査資料  
**機械受注統計調査報告**  
(令和6年11月実績)

## 経営情報レポート

**令和7年度 税制改正**  
—個人所得課税・資産課税・法人課税・消費課税—

## 経営データベース

ジャンル:IT・情報技術 > サブジャンル:ICT・IoT・ビッグデータ

**ICTの役割と重要性**  
**IoTの活用事例**

発行:税理士法人 森田会計事務所

ネット  
ジャーナル

# トランプ2.0とユーロ ～ユーロ制度のバージョンアップも課題に

本レポートの文書（画像情報等含む）に関する著作権は、すべてニッセイ基礎研究所に帰属し、無断転載を禁じます。

ニッセイ基礎研究所

**1** トランプ大統領の再選以来のユーロ安基調は、一旦歯止めが掛かったが、持続的で力強いユーロ安の修正につながるものにはならないだろう。

**24年11月のトランプ大統領再選後、ほぼ一方調子でドル高ユーロ安が進んできた**

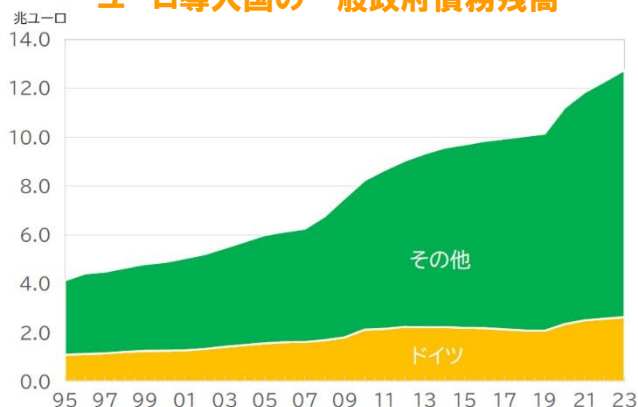


(資料) Datastream

**2** 米国とEUの間で、原油やLNG輸入増加のディールがまとまるにせよ、関税引き上げ合戦にエスカレートするにせよ、ユーロ安圧力として働くように思われる。

**3** ユーロを支える制度は、ギリシャ発の債務危機に対応する過程でバージョンアップされた。ECBだけでなく、政治的な意思はユーロを守る上で欠かせなかった。

## ユーロ導入国の一般政府債務残高



(資料) 欧州委員会統計局 (eurostat)

## ユーロ圏の10年国債利回り



(注) ユーロ導入国のうち最高格付けを有するのはドイツ、オランダ、ルクセンブルク  
(資料) 欧州中央銀行 (ECB)

**4** 債務危機を乗り越えたユーロは、ドルに次ぐ第2の国際通貨としての地位を維持し続けているが、ユーロを支える制度には脆弱さが残る。政治的な問題が財政の持続可能性への疑念を引き起こした場合への対応には限界がある。

**5** 各国の健全な財政運営を担保するための新たなルールの試金石として注目されるのはフランスだ。議会の分裂から2025年予算の成立は未だ見通せないが、財政赤字の削減の必要性についての一致が見られることは、一定の安心材料と言えよう。

**6** 戦後の国際秩序を否定するトランプ2.0とEUは真逆の方向に動き出している。安全保障体制での自立性の向上、競争力の回復のための構造改革に加えて、ユーロ制度の更なるバージョンアップもEUにとって優先度の高い課題となっている。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」よりご確認ください。

# 貿易統計(24年12月) ~10-12月期の外需寄与度は 前期比0.3%程度のプラスに

ニッセイ基礎研究所 本レポートの文書(画像情報等含む)に関する著作権は、すべてニッセイ基礎研究所に帰属し、無断転載を禁じます。

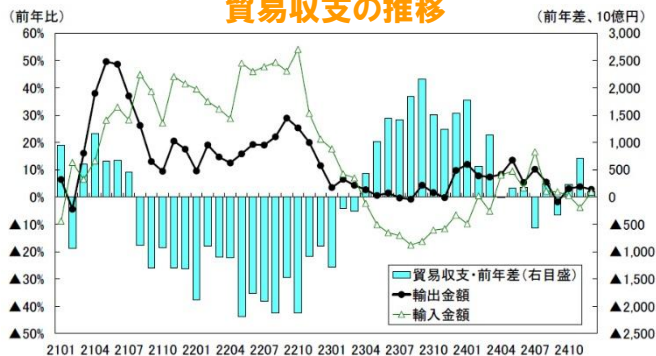
## 1 貿易赤字(季節調整値)が大きく縮小

財務省が1月23日に公表した貿易統計によると、24年12月の貿易収支は1,309億円の黒字となり、事前の市場予想(QUICK集計:▲625億円、当社予想は969億円)を上回った。

輸出が前年比2.8%(11月:同3.8%)と3ヵ月連続で増加、輸入が前年比1.8%(11月:同▲3.8%)と2ヵ月ぶりに増加したが、輸出の伸びが輸入の伸びを上回ったため、貿易収支は前年に比べ986億円の改善となった。

輸出の内訳を数量、価格に分けてみると、輸出数量が前年比▲2.6%(11月:同▲0.1%)、輸出価格が前年比5.6%(11月:同3.9%)、輸入の内訳は、輸入数量が前年比1.9%(11月:同▲5.5%)、輸入価格が前年比▲0.2%(11月:同1.8%)であった。

### 貿易収支の推移



(資料)ともに財務省「貿易統計」

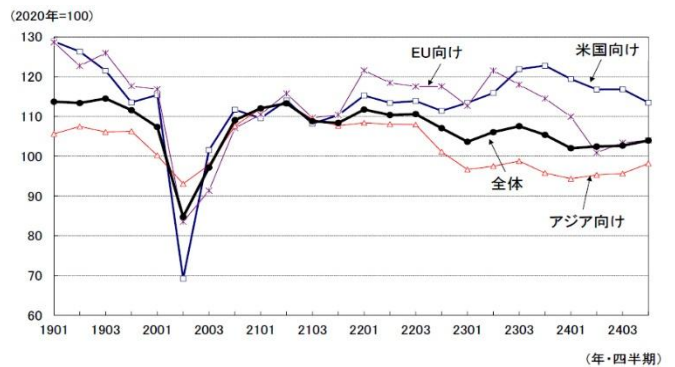
## 2 米国向け輸出は弱い動きが続く

24年12月の輸出数量指数を地域別に見ると、米国向けが前年比▲6.5%(11月:同▲9.5%)、EU向けが前年比▲

0.0%(11月:同▲14.2%)、アジア向けが前年比1.0%(11月:同4.4%)、うち中国向けが前年比▲10.2%(11月:同▲6.4%)となった。

24年10-12月期の地域別輸出数量指数を季節調整値(当研究所による試算値)でみると、米国向けが前期比▲2.9%(7-9月期:同0.0%)、EU向けが前期比0.6%(7-9月期:同2.5%)、アジア向けが前期比2.6%(7-9月期:同0.4%)、うち中国向けが前期比0.1%(7-9月期:同▲4.6%)、全体では前期比1.3%(7-9月期:同0.2%)となった。

### 地域別輸出数量指数(季節調整値)の推移



## 3 10-12月期の外需寄与度は 前期比0.3%程度のプラスに

12月までの貿易統計と11月までの国際収支統計の結果を踏まえて、24年10-12月期の実質GDPベースの財貨・サービスの輸出入を試算すると、輸出が前期比1%程度の増加、輸入が前期比▲0.5%程度の減少となった。

経済・金融フラッシュの全文は、  
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」  
よりご確認ください。



# 機械受注統計調査報告

## (令和6年(2024)年11月実績)

内閣府 2025年1月20日公表

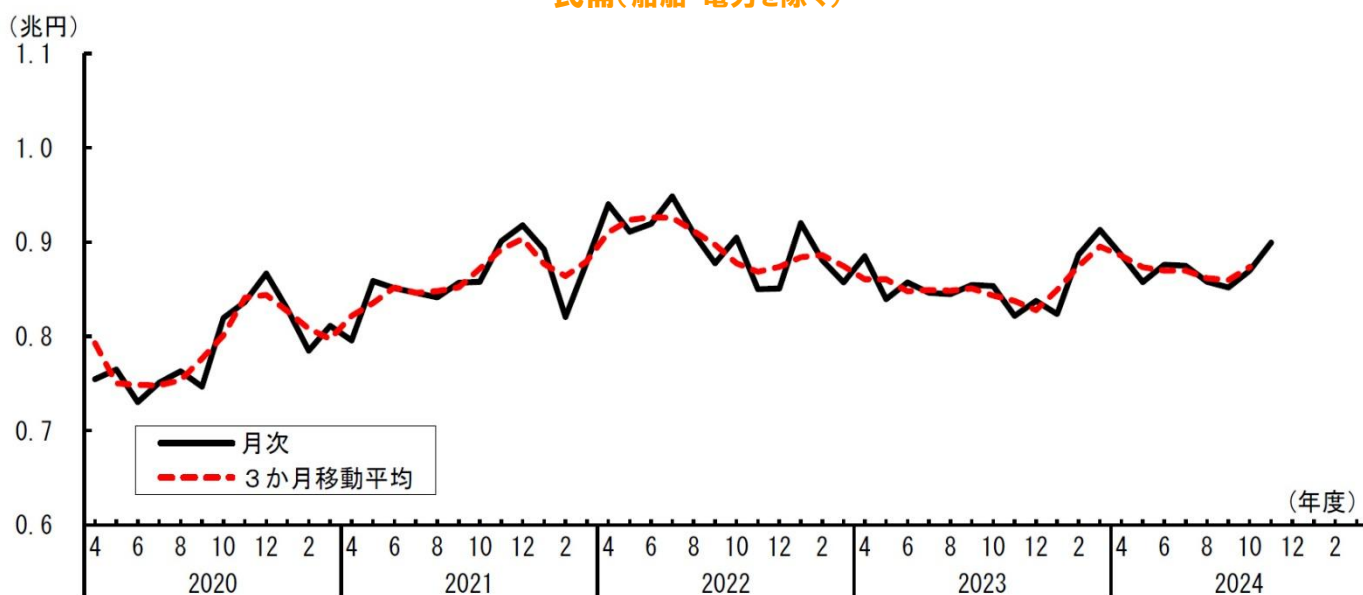
### 結果の概要

—機械受注は、持ち直しの動きがみられる—

(基調判断上方修正)

- 民間設備投資の先行指数である「船舶・電力を除く民需」は、11月は前月と比較して3.4%増加し、2か月連続の増加となった。
- この要因として、内訳をみると、製造業が6.0%増、非製造業（船舶・電力除く）が1.2%増となったことが挙げられる。
- こうしたことから、機械受注は、持ち直しの動きがみられる。

民需(船舶・電力を除く)



### 1 需要者別受注動向(季節調整値)

最近の機械受注の動向を前月比でみると、受注総額は、10月21.1%増の後、11月は14.4%減となった。需要者別にみると、民需は、10月25.4%増の後、11月は12.4%減となった。

このうち、民間設備投資の先行指標である「船舶・電力を除く民需」は、10月2.1%増の後、11月は3.4%増となった。

内訳をみると製造業が6.0%増、非製造業（船舶・電力を除く）が1.2%増であった。

一方、官公需は、10月49.9%増の後、11月は「その他官公需」、地方公務等で増加したものの、防衛省、運輸業で減少したことから、29.5%減となった。

また、外需は、10月7.9%増の後、11月は原動機、航空機等で増加したものの、電子・通信機械、船舶等で減少したことから、5.3%減となった。

なお、最終需要者が不明である代理店経由の受注は、10月4.2%減の後、11月は重電機、道路車両等で減少したものの、産業機械、電子・通信機械等で増加したことから、6.7%増となった。

## 2 民需の業種別受注動向(季節調整値)

製造業からの受注を前月比で見ると、合計では、10月12.5%増の後、11月は6.0%増となった。11月の受注を業種別にみると、前月比で増加したのは17業種中、化学工業(71.4%増)、情報通信機械(47.4%増)等の7業種で、パルプ・紙・紙加工品(62.7%減)、石油製品・石炭製品(44.3%減)等の10業種は減少となった。

一方、非製造業からの受注を前月比で見ると、合計では、10月33.3%増の後、11月は21.8%減となった。

11月の受注を業種別にみると、前月比で増加したのは12業種中、鉱業・採石業・砂利採取業(42.6%増)、情報サービス業(34.8%増)等の6業種で、電力業(56.9%減)、リース業(26.7%減)等の6業種は減少となった。

### 対前月(期)比

(単位:%)

| 期・月<br>需要者             | 2023年<br>(令和5年) | 2024年<br>(令和6年) |            |            |               | 2024年<br>(令和6年) |          |           |           |
|------------------------|-----------------|-----------------|------------|------------|---------------|-----------------|----------|-----------|-----------|
|                        | 10-12月<br>実績    | 1-3月<br>実績      | 4-6月<br>実績 | 7-9月<br>実績 | 10-12月<br>見通し | 8月<br>実績        | 9月<br>実績 | 10月<br>実績 | 11月<br>実績 |
| 受注総額                   | 0.7             | 6.3             | 7.4        | △4.7       | 6.0           | △3.0            | △2.9     | 21.1      | △14.4     |
| 民需                     | △6.2            | △1.3            | 16.4       | △15.8      | 15.0          | △4.2            | 1.1      | 25.4      | △12.4     |
| 〃(船舶・電力を除く)            | △1.3            | 4.4             | △0.1       | △1.3       | 5.7           | △1.9            | △0.7     | 2.1       | 3.4       |
| 製造業                    | △0.0            | 0.9             | 2.8        | △7.2       | 0.9           | △2.5            | △0.0     | 12.5      | 6.0       |
| 非製造業(除船・電)             | 1.1             | 6.8             | △3.7       | 1.4        | 12.2          | △7.7            | 1.5      | △1.2      | 1.2       |
| 官公需                    | △0.1            | 55.1            | △33.6      | 30.7       | 27.0          | 33.1            | 13.6     | 49.9      | △29.5     |
| 外需                     | 4.6             | △4.7            | 21.7       | △2.1       | △5.0          | △15.3           | △10.3    | 7.9       | △5.3      |
| 代理店                    | 4.9             | 3.2             | △7.3       | 8.0        | △0.4          | △8.7            | 4.9      | △4.2      | 6.7       |
| 民需(船舶電力を除く)<br>3か月移動平均 | -               | -               | -          | -          | -             | △0.9            | △0.2     | 1.6       | -         |

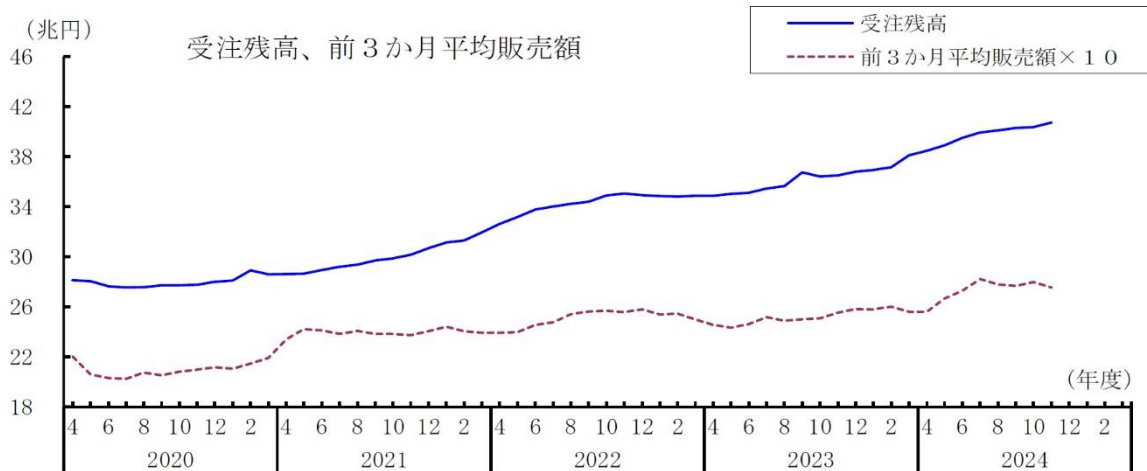
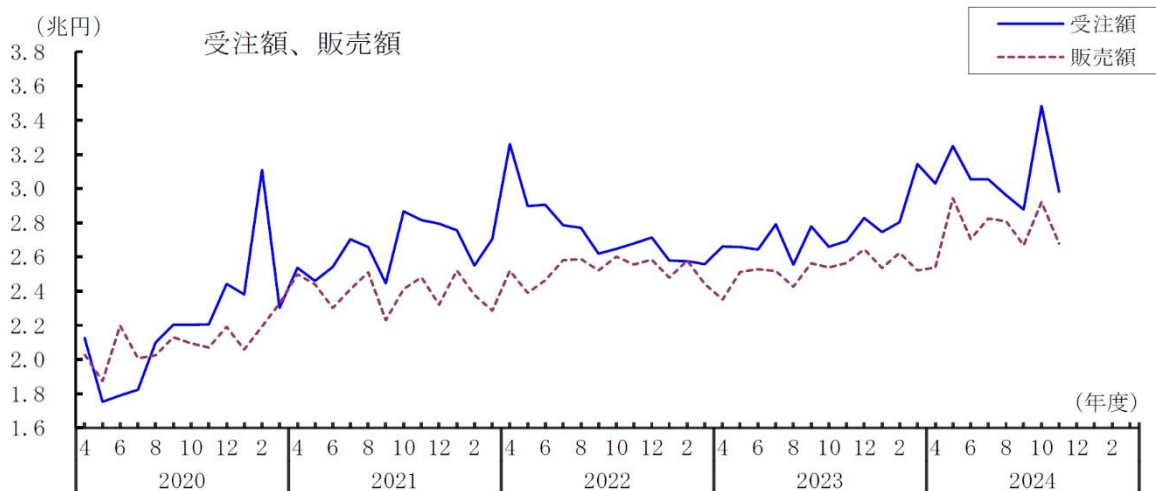
- (備考) 1. 季節調整値による。季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。  
2. △印は減少を示す。  
3. 見通しは2024年9月末時点の調査。

### 3 販売額、受注残高、手持月数(季節調整値)

11月の販売額は2兆6,793億円(前月比8.2%減)で、前3か月平均販売額は2兆7,556億円(同1.5%減)となり、受注残高は40兆7,397億円(同0.9%増)となった。

この結果、手持月数は14.8か月となり、前月差で0.4か月増加した。

#### 受注額、販売額、受注残高、手持月数(総額、季節調整値)



機械受注統計調査報告(令和6年11月実績)の全文は、  
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



# 令和7年度 税制改正

—個人所得課税・資産課税・法人課税・消費課税—

1. 令和7年度税制改正の概要
2. 個人所得課税の改正
3. 資産課税の改正
4. 法人課税の改正



## 参考文献

与党税制調査会資料 政府税制調査会資料

※本資料は、令和6年12月20日に公開された「令和7年度税制改正大綱」の内容に基づき、一般的な情報提供を目的として作成したものです。そのため、今後国会に提出される法案等とは内容が異なる場合がありますのでご注意ください。また、本資料中使用しているイラスト・画像につきましては、著作権で保護されているものがございますので、無断転載・転用はご遠慮ください。【監修】税理士 平川 茂



# 1

## 企業経営情報レポート

# 令和7年度税制改正の概要

日本経済は、長きにわたって続いてきたデフレから脱却し、むしろインフレともいえる状況に突入しました。企業収益は過去最高、設備投資額も過去最大規模を記録しており、明るい兆しが現れていることは確かです。しかしながら、物価の上昇に対して賃上げが追いついておらず、国民一人一人が賃金・所得の増加という形で豊かさを実感できていない状況です。

そこで令和7年度税制改正は、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に対応し、またそれを更に発展させていくための見直しを最重点のテーマとし、企業収益及び個人所得を向上させ、需要（消費）を拡大するための施策や、少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、経済活動のグローバル化・デジタル化といった経済社会の様々な構造変化に対応するための施策が盛り込まれました。

### （1）成長型経済への移行

所得税は、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題があります。デフレ経済下ではこうした問題が顕在化することはありませんでしたが、現在は物価が上昇傾向にあるため、多くの納税者が税負担の重さを実感している状況です。

そこで今回の改正では、所得税の基礎控除の額が現行の最高48万円から最高58万円に引き上げられることになりました。また、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘があったことから、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みが導入されることになりました。

### （2）地方創生や活力ある地域経済の実現

中小企業は、雇用の7割を抱える、わが国にとって重要な経済主体です。その中でも特に、売上高100億円を超えるような企業は、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在であることから、そうした企業を育成することが、今後の地域経済に好循環を生み出していく鍵となります。

そこで今回の改正では、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制が拡充されます。

一方で、中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた制度であることから、極めて所得が高い中小企業を適用対象から除外し、「次の適用期限の到来時に改めて検討する」とこととされました。

また、中小企業の円滑な世代交代を促進するために創設された「法人版事業承継税制の特例措置」については、「極めて異例の時限措置であることを踏まえ、適用期限は今後とも延長しない」ということが改めて明記されています。



# 2

## 企業経営情報レポート

# 個人所得課税の改正

今回の個人所得課税は、多くの減税措置が並び賑やかな改正となりました。政府・与党と、先の衆院選で存在感を増した国民民主党が最後まで駆け引きを行った「103万円の壁」については、「今後も検討を続ける」としつつも、税制改正大綱には「基礎控除 10万円アップ」「給与所得控除の最低保障額 10万円アップ」といった項目が明記されました。また、子育て世帯を支援するため、住宅ローン控除や生命保険料控除に、令和7年限りの優遇措置が設けられます。

そして、もうひとつの目玉とされるのが iDeCo の改正です。老後資産の形成を後押しする観点から拠出限度額が大幅に拡充されたものの、一時金で給付を受ける場合の課税上の取扱いに大きな見直しが行われるため、一部では「制度の改悪」とする声も聞こえてきます。

### ■ 基礎控除の引き上げ

#### (1) 改正の背景

前述のとおり、所得税には、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題があります。わが国では長らくデフレ経済が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはありませんでしたが、現在、足元では物価が上昇傾向にあります。

消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後もそのような状況が見込まれています。

また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇しています。こうした物価動向を踏まえ、今回の改正では、所得税の基礎控除の額が引き上げられることになりました。

#### (2) 改正の概要

合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除額が10万円引き上げられます。改正後の基礎控除の額は以下の通りです。

| 合計所得金額              | 基礎控除の額 |
|---------------------|--------|
| 2,350万円以下           | 58万円   |
| 2,350万円を超え2,400万円以下 | 48万円   |
| 2,400万円を超え2,450万円以下 | 32万円   |
| 2,450万円を超え2,500万円以下 | 16万円   |

左記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されますが、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。

# 3

## 企業経営情報レポート 資産課税の改正

資産課税の改正は、大玉を多く含んだ個人所得課税の影に隠れ、小さな項目が並ぶ“小粒揃い”の改正となりました。そのような中で注目されるのは、いわゆる事業承継税制に関する改正です。

特例版事業承継税制の適用期限が 2027 年 12 月 31 日と迫る中、より制度を活躍しやすくする改正が実施されることになりました。

また、近年は“廃止ムード一色”の中で議論が続けられてきた「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」についてですが、子育て支援政策を総動員するという御旗のもと、一転して延長されることになりました。

### ■ 事業承継税制の役員就任要件の緩和

#### (1) 改正の背景

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予（事業承継税制）を活用するには、後継者が、自社株式を贈与する日まで3年以上にわたって会社の役員である必要があります（役員就任要件）。

自社株式の贈与にかかる贈与税が 100%納税猶予される、いわゆる「特例版事業承継税制」の適用期限は 2027 年 12 月 31 日とされていることから、現行制度下では、2024 年 12 月 31 日までに後継者が役員に就任していなければ同税制を適用することができません。

つまり、同税制の適用期限はまだ先であるにもかかわらず、これから事業承継に取り組む企業は適用を受けられないため、「中小企業の事業承継を促す」という制度本来の目的を果たすことができないという現状があります。

そこで今回の改正では、この役員就任要件が大きく緩和されることになりました。

#### (2) 改正の概要

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が次のように緩和されます。

|        | 現行制度                     | 改正案               |
|--------|--------------------------|-------------------|
| 役員就任要件 | 贈与の日まで引き続き 3 年以上役員等であること | 贈与の直前において役員等であること |

この改正は、令和 7 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税より適用されま

# 4 企業経営情報レポート 法人課税の改正

「税は国家なり」と言われるように、税体系のあり方は国家運営の根幹を形成することから、税制を改め、護り、国際的責務を果たす国家にふさわしいものたるを目指して令和 7 年度税制改正が実施されることとなっています。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に対応し、またそれを更に発展させていくための税制改正を最重点事項とし、特に法人課税については、これまでの減税措置により現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が国内設備投資や賃上げに積極的に取り組むよう、メリハリある法人税体系を構築していくこととされています。

## ■ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

### (1) 改正の背景

中小企業の軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置ですが、今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を 2 年間延長することが決定されました。

ただし、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うとともに、特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討することとなっています。

### (2) 改正の概要

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限が 2 年間延長（令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度まで）されます。

#### ■ 「適用税率」の見直し

|       | 対象法人 | 所得区分                       | 本則税率  | 措法税率             |
|-------|------|----------------------------|-------|------------------|
| 【改正前】 | 中小法人 | 年 800 万円超の所得金額             | 23.2% |                  |
|       |      | 年 800 万円以下の所得金額            | 19%   | 15%              |
| 【改正後】 | 中小法人 | 年 800 万円超の所得金額             | 23.2% |                  |
|       |      | 年 800 万円以下の所得金額            | 19%   | ①②以外の事業年度<br>15% |
|       |      | ②年 10 億円超の所得金額の事業年度<br>17% |       |                  |

なお、適用対象法人からは通算法人を除くものとされます。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。



ジャンル:IT・情報技術 > サブジャンル:ICT・IoT・ビッグデータ

# ICTの役割と重要性

ICTの役割と重要性について教えてください。

ICTとは情報通信技術(Information and Communication Technology)の略語で、コンピューターや情報ネットワーク関連の技術の総称を指します。

ICTは以下のように社会の様々な場面で活用されており、私たちの生活を便利で豊かにしています。今後もICTは進化を続け、その役割と重要性は一層高まっていくことが予想されます。

## (1)ICTの役割と重要性について

### ①情報の収集・共有の効率化

ICTを活用することで、インターネットなどを通じて世界中の情報にアクセスできるようになり、また、電子メールやSNSなどを利用して簡単に情報を共有できるようになりました。

### ②ビジネスの効率化・合理化

企業ではICTを活用し、業務の自動化やペーパーレス化を進めることで、生産性の向上やコストの削減が図られています。また、リモートワークなどの新しい働き方も実現しています。

### ③教育・医療の質の向上

eラーニングなどのICT活用で、質の高い教育を受けられる機会が増えています。

医療分野でも、遠隔診療や高度なシミュレーション技術の導入により、医療の質が向上しています。

### ④新しいサービスの創出

ICTの発展により、FinTechやシェアリングエコノミーなど、新しいビジネスモデルやサービスが生まれています。

## (2)ICTの発展とこれから

ICT(情報通信技術)は、近年めざましい発展を遂げています。

特に、以下の3つの分野での進歩が著しいと言えます。

### ①モバイル技術の進化

スマートフォンやタブレット端末の普及により、いつでもどこでもネットにアクセスできる環境が整いました。5Gの登場で、さらに高速大容量の通信が可能になり、モバイルコンピューティングの発展が期待されています。

### ②クラウドコンピューティングの浸透

データやアプリケーションをインターネット経由で利用できるクラウドサービスが広く普及しています。AIやIoTなど、新たな技術の発展の基盤にもなっています。

### ③AIやビッグデータ解析の発達

機械学習やディープラーニングの技術が進み、画像認識や自然言語処理などのAI技術が実用化されつつあります。また、IoTなどから収集される大量のデータを解析するビッグデータ解析技術も発達しています。

# IoTの活用事例

IoTの仕組みや活用事例について解説してください。

IoT (Internet of Things) とは、センサーやソフトウェア、ネットワーク接続を備えた物理的なデバイス、車両、家電製品などの物理的なオブジェクトのネットワークを指します。

## (1)IoTの仕組み

IoT の仕組みの具体例としては、例えば以下のようなものがあります。

このように、IoT はモノからデータを収集し、クラウド上で解析を行い、その結果に基づいて自動制御を行うことで、人手を介さずに最適化が図られます。

- センサーで収集した家電の使用状況や在室情報などのデータを、無線通信でインターネットに接続されたゲートウェイに送信する。

- ゲートウェイからデータがクラウドに送られ、AI などによる解析が行われる。
- 解析結果に基づいて、エアコンの自動制御や照明の自動調光などの指令がゲートウェイに送られる。
- ゲートウェイから家電に指令が送られ、自動的に制御が行われる。

また、工場などの産業分野では、以下のようなことが行われている。

- 生産ラインに設置された様々なセンサーから、温度、振動、電力使用量などのデータが収集される。
- データはクラウドに送られ、AI による異常検知や予防保全の解析が行われる。
- 解析結果に基づいて、保守の通知や生産ラインの自動調整などが行われる。

## (2)IoTの活用事例

IoT の活用事例の具体例は以下などが挙げられます。

IoT により、モノのデータ化と連携が進み、新しいサービスや価値創出が期待されています。

- **スマートホーム**：照明、空調、家電などを遠隔で制御でき、エネルギー消費を最適化できます。
- **スマートシティ**：街路灯の自動点灯制御や交通信号の最適制御により、省エネと渋滞緩和が期待できるでしょう。
- **製造業**：工場の設備の稼働状況を遠隔でモニタリングし、予防保全が可能になります。
- **農業**：センサーで土壌や気象データを収集し、最適な栽培管理が実現できます。
- **物流**：荷物の位置情報を追跡でき、配送の効率化が図れます。
- **ヘルスケア**：ウェアラブルデバイスで健康データを収集し、疾病予防に役立てられます。

## 週刊 WEB 企業経営マガジン No. 906

---

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

---

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。